

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程

令和2年5月19日

(通則)

第1条 大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付要綱（20200203財中第3号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、地方創生や社会貢献への意欲が高い大企業の中堅人材等が、起業や中小企業・ベンチャー支援等で活躍することが多いことから、地域における起業や中小企業・ベンチャー支援等で求められる知識・スキル・経験等の向上のほか、大企業人材等が地方で活躍するための社会的な運動等に要する経費の一部補助を行うことにより、意欲のある大企業人材が地域経済という新たな活躍の場を得る機会を提供し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

2 この規程は、交付要綱第3条第3項に基づき、一般社団法人日本能率協会が大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局（以下「事務局」という。）として、間接補助事業者がこれに要する経費に対する補助金の交付事業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、大企業の中堅人材等が、知識・スキル・経験を、起業や中小・ベンチャー支援等で求められる水準に向上させ活躍の場を後押しする事業、大企業人材等が地方で活躍するための（中堅人材を抱える企業の背中を押すような）社会的な運動に繋がる事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が、地方創生や社会貢献への意欲が高い中堅人材等が地方での活躍を円滑に行えるためのリカレント教育や受け入れ先である中小企業や自治体等とのマッチングを行う事業、大企業の中堅人材等が地方で活躍の場を見出すための調査分析事業等を補助事業とする。

2 国の他の補助金と重複する事業については、補助事業の対象として含まないものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5条 事務局は、事業者が実施する大企業人材等の地方での活躍推進事業及び大企業人材等の地方での活躍推進機運醸成事業等に必要とする経費であって、別表に掲げる経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助率は、補助対象経費の経費区分ごとに2分の1以内とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費の経費区分及び経費内容は、別表のとおりとする。

2 補助の対象となる経費は、次条で定める補助事業の実施期間内において発生し、代表者によって支払いが完了した経費とする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、原則として、事務局が第11条第1項の規定に基づく交付決定を行った日から令和3年1月15日までとする。

(補助対象者の募集)

第8条 事務局は、インターネットの利用その他の適切な方法により、交付の対象者の募集を行うこととする。

(補助金の申請等)

第9条 補助金の交付を申請しようとする代表者（以下「申請者」という。）は、補助事業計画書（様式第1。以下「計画書」という。）を事務局に提出しなければならない。

2 申請者は、同一の計画書の中で他の事業者と共同して補助事業を実施する場合には、他の事業者が行う補助事業の内容を取りまとめた上で交付申請書を作成し、提出することもできる。

3 申請者は、計画書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 事務局は、申請者から提出された計画書を審査するにあたっては、第三者による審査委員会を設置する。

5 事務局は、補助金交付先として採択することが適当であると認められた申請者を、採択事業者として決定するものとする。

6 事務局は、前項の結果について、採択の場合は、補助事業採択通知書（様式第2-1）により、不採択の場合は、補助事業不採択通知書（様式第2-2）により、申請者に対して通知するものとする。

(補助金交付申請書の提出)

第10条 前条第6項の規定に基づく補助事業採択通知書による通知を受けた申請者は、補助金交付申請書（様式第3）を事務局に提出しなければならない。

2 申請者が、事務局の定める期日までに前項の交付申請書を提出しない場合は、交付申請を取り下げたものとみなす。

3 申請者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第11条 事務局は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため、必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 事務局は、補助金の交付決定に当たっては、補助金上限額を2,000万円、補助金下限額を100万円とする。

3 事務局は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に

係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第1項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 様式第4による補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、通知の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(兼登録変更届)(様式第5)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、住所、代表者等の登録要件に変更が生じた場合、計画変更承認申請書(兼登録変更届)(様式第5)を事務局に速やかに提出しなければならない。

3 事務局は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第14条 補助事業者は、補助事業を行うため、売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業を行ううえで、当該事業者でなければ、補助事業を行うことが困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業者が補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第19条第1項の規定に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(事故の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第6）を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに事業実施状況報告書（様式第7）を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書（様式第8）を事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を期日までに提出できない場合はあらかじめ事務局に報告し、その指示を受けなければならない。事務局は、補助事業者から実績報告書提出遅延の報告を受け、その理由がやむを得ないものと判断した場合には、期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第13条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9)にて通知する。

(補助金の交付)

第20条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定に基づく補助金確定通知書を受領した後、事務局に対し補助金交付請求書(様式第10)により請求しなければならない。

2 事務局は、前項による請求に基づき補助金を補助事業者に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了報告後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第11)により速やかに事務局に報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第22条 事務局は、第13条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合
- (6) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第21条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第23条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第8・別紙3による取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細書）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第18条第1項に定める実績報告書（様式第8）による取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細書）を添付しなければならない。
- 4 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第24条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第12）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（立入検査及び是正のための措置）

第25条 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、事務局の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

- 2 事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助事業者に命ずることができる。

（補助事業の経理等）

第26条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第27条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助

者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第28条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出を持ってこれに同意したものとする。

（個人情報の保護）

第29条 事務局及び補助事業者は、補助事業の実施に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

（その他）

第30条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年 月 日から施行する。

（第5条第1項別表）

補助対象経費

区分	補助事業内容	補助率	上限額
人件費	人件費	定額(2分の1以内)	2000万円 ／件
事業費	謝金、旅費、会場借料費、広告宣伝費、印刷費、通信運搬費、資料購入費、消耗品費、雑役務費、外注費		
委託費	委託費		

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程
様式集

- (様式第1) 補助事業計画書 【第9条第1項関係】
別紙1 経費内訳表
別紙2 反社会的勢力ではないことの表明及び確約について
- (様式第2-1) 補助事業採択通知書 【第9条第6項関係】
- (様式第2-2) 補助事業不採択通知書 【第9条第6項関係】
- (様式第3) 補助金交付申請書 【第10条第1項関係】
- (様式第4) 補助金交付決定通知書 【第11条第1項関係】
- (様式第5) 計画変更承認申請書(兼登録変更届) 【第13条第1項及び第2項関係】
別紙1 事業の廃止状況説明書
- (様式第6) 事故報告書 【第16条関係】
- (様式第7) 事業実施状況報告書 【第17条関係】
- (様式第8) 実績報告書 【第18条第1項関係】
別紙1 事業実施概要報告書
別紙2 補助対象経費支出実績等
別紙3 取得財産等管理台帳(兼取得財産等明細書)
- (様式第9) 補助金確定通知書 【第19条関係】
- (様式第10) 補助金交付請求書 【第20条第1項関係】
- (様式第11) 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書 【第21条第1項関係】
- (様式第12) 取得財産等処分承認申請書 【第24条第3項関係】

(様式第1)

※必要に応じて記入欄を増やしてください。

令和 年 月 日

補助事業計画書

1. 申請者概要

(代表者)

名称		代表者役職・氏名	印
住所	(〒 -)		
法人番号*		決算月	月
補助事業 担当者 の連絡先	(①を主担当として、2名登録してください) 所属部署 : ① ② 役職・氏名 : ① ② 電話番号 : ① ② メールアドレス : ① ②		

※13桁の法人番号を記載してください。マイナンバー（個人番号（12桁））は記載しないでください。

(共同実施者)

1	名称		代表者役職・氏名
	住所	(〒 -)	
	法人番号*		
2	名称		代表者役職・氏名
	住所	(〒 -)	
	法人番号*		
3	名称		代表者役職・氏名
	住所	(〒 -)	
	法人番号*		
4	名称		代表者役職・氏名
	住所	(〒 -)	
	法人番号*		

2. 事業の内容

(1) 事業計画

* 令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金公募要領中、「補助対象事業の要件等」について、具体的な事業実施内容及び実施方法を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。

ア. 中堅人材等の送り出す大企業等として、地方創生や社会貢献等を目指し、意欲ある中堅人材の発掘と地方の起業や中小企業・ベンチャー支援等での活躍を円滑に進めるために行う様々なリカレント教育や研修等について。

イ. 当該事業の成果等について、「事務局」と連携しつつ、マスコミやWeb等により情報発信を行うとともに、先進的なモデル事例として「社会運動」に繋がる活動について。

ウ. 当該事業の成果として、人事制度改革などの新たな取組みの実施について。

エ. 自治体や企業とのマッチング等の実施について。(中堅人材等 20 人以上に対して研修等を実施し、うち 10 人以上について受け入れを推進する自治体や企業とのマッチングをし、うち 1 人以上が起業・受け入れを成立する等)。

オ. その他、特に記載すべきことがあれば、記載ください。

(2) 実施体制

* 外注、委託（コンソーシアム）を予定しているのであればその内容を記載ください。

(3) 実施スケジュール

* (1) の実施スケジュールを記載ください。

(様式第1 - 別紙1)

経費内訳表

経費区分及び内訳 (単位: 円)

経費区分及び内訳	補助事業に要する 経費	補助対象経費	補助金申請額
〇〇〇〇事業			
Ⅰ. 人件費 (補助率: 1/2)			
x, xxx 円 × aaa 時間 = y, yyy 円 × bbb 時間 = z, zzz 円 × ccc 時間 = ...			
人件費補助金申請額計			
Ⅱ. 事業費 (補助率: 1/2)			
謝金 旅費 会場借料費 広告宣伝費 印刷費 通信運搬費 資料購入費 消耗品費 雑役務費 外注費			
事業費補助金申請額計			
Ⅲ. 委託費 (補助率: 1/2)			
委託費補助金申請額計			
補助金申請額合計			

※募集要領の「5. 補助対象経費」の「(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項④」のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。

※補助率は、募集要領の「3. 補助率及び補助上限額等」の記載のとおりとしてください。

※補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

(様式第1 - 別紙2)

【補助事業に参画する全ての大企業人材等の地方での活躍推進事業者が提出】

反社会的勢力ではないことの表明及び確約について

- I. 当社（団体である場合は当団体）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
1. 暴力団
 2. 暴力団員
 3. 暴力団準構成員
 4. 暴力団関係企業
 5. 総会屋等
 6. 社会運動等標ぼうゴロ
 7. 特殊知能暴力集団等
 8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
 - (ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - (ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - (ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- II. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局の信用を棄損し、または大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局の業務を妨害する行為
 5. その他の前各号に準ずる行為
- III. 上記I. のいずれかに該当し、もしくはII. のいずれかに該当する行為をし、またはI. に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金の交付の決定を解除されても異議申し立てを行いません。

令和 年 月 日

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

住 所
名 称

代表者氏名

印

(様式第2-1)

(文書番号)
令和 年 月 日

申請者名

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長

補助事業採択通知書

この度、提出のありました令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金補助事業計画書について審査した結果、採択となりましたので通知します。

今後、事務局との連絡文書には、下記の採択番号を記載することになりますので申し添えます。

記

採択番号 _____

*今後、事務局との連絡文書には必ず上記採択番号を記載ください。

(様式第2-2)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

申請者名

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長

補助事業不採択通知書

この度、提出のありました令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金補助事業計画書について審査した結果、不採択となりましたので通知します。

(様式第3)

令和 年 月 日

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

代表者印

補助金交付申請書

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

1. 補助事業の開始及び完了予定日

交付決定日 ～ 令和 年 月 日

2. 補助対象経費

_____ 円

3. 補助金交付申請額 (3. 補助対象経費 × 補助率1/2以内)

_____ 円

4. 申請事業の内容

(様式第1) 補助事業計画書のとおり。

※直近1年間の財務諸表、「見積書」などの積算根拠資料を添付してください。

(様式第4)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

申請者名

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長

補助金交付決定通知書

この度、補助金交付申請のありました大企業人材等の地方での活躍推進事業については、審査の結果、下記内容のとおり補助金の交付を決定いたしましたので、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、交付申請書に記載のとおりとする。また、補助対象経費を認める事業実施期間は、(事業開始日)本文書の日付から(事業完了予定日)令和3年1月15日までの期間とする。
2. 交付決定額
金 円也 (補助対象経費 金 円也)
3. 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額は、交付規程第11条第1項に基づいた額とする。また、上記の交付決定額は事業完了報告に基づく確定検査により執行を認めたものをもって交付額の確定を行うための上限を確定したものであって、補助金の額の確定とするものではない。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
5. 事務局が指示する日（以下「事業実施状況報告日」という）までの遂行状況について、事業実施状況報告日から30日以内に事業実施状況報告書（様式第7）を事務局まで提出すること。
6. 補助金にかかる消費税及び地方消費税相当額を減額しないで交付決定を行った場合、交付規程の定めるところにより、消費税額及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、補助金の額の確定において、当該消費税及び消費税仕入控除税額の減額を行うものとする。
7. 補助事業者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 交付規程に定めるところに従うほか、本通知書に記載された事項に従い、善良なる管理者の注意をもって補助された事業を実施し、完了すること。
 - (2) 事業実施期間内に、本補助事業と同一の内容で国（独立行政法人を含む。）の他の補助金、助成金等の交付を重複して受けないこと。

(様式第5)

令和 年 月 日

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

採択番号：
郵便番号：(〒 ー)
住 所：
補助事業者名：
代表者の役職・氏名： 印
(注)変更後の住所・補助事業者名でご記入ください。

計 画 変 更 承 認 申 請 書 (兼 登 録 変 更 届)

補助金交付申請書記載事項を次のように変更するにあたり、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第13条第1項から第2項までの規定により、申請(届出)を行います。

変更事項 (該当の記号を○)	変 更 前 (変更事項のみご記入ください)	変 更 後 (変更事項のみご記入ください)
1. 計画内容の変更 (事前の承認申請) ①実施内容 ②経費の配分変更		
2. 登録要件の変更 (事後の届け出) ①組織変更 ②代表者変更 ③法人登記住所の変更 ④その他		

1. 計画内容の変更：変更理由を説明する資料等を添付
2. 登録要件の変更：変更内容が確認できる書類を添付
(商業登記簿謄本、定款、役員変更の官報公告等)

※事業の廃止承認を申請する場合は、実績報告書(様式第8)及び様式第5・別紙1「事業の廃止状況説明書」も併せて提出すること
なお、事業廃止の承認を受けた者に対する本補助金の交付は行わないこととする。

(様式第5・別紙1)

令和 年 月 日

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金
事業の廃止状況説明書

1. 廃止の理由及び内容

(注) できるだけ具体的に記載し、関連説明資料を添付してください。

2. 現在までの事業進捗状況

3. 現在までの大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金で支出した経費 (該当する記号に○をつけ、必要事項を記入)

(1) 無

(2) 有 約 _____ 万円

(注) 様式第5・別紙1は1頁内に収めること。記載しきれない場合は本紙に概略のみ記載し詳細は別用紙に記載し提出すること。

(添付書類) 廃止の理由を説明する資料

(様式第6)

令和 年 月 日

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

採択番号：
郵便番号：(〒 -)
住 所：
補助事業者名：
代表者の役職・氏名：

印

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金
事 故 報 告 書

令和 年 月 日付け (事務局の文書番号) をもって交付決定通知を受けた補助事業の事故について、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 事故の内容及び原因
3. 事故に係る金額 円
4. 事故に対してとった措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 1 様式第6は1頁内に収めること。記載しきれない場合は本紙に概略のみ記載し詳細は別用紙に記載し提出すること。
2 「当初計画」と「現在までの進捗状況及び今後の予定」の対比ができるスケジュール表を添付し、完了予定日を明記すること。
(添付書類) 事故の内容及び原因を説明する資料

(様式第7)

令和 年 月 日

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

採択番号：
郵便番号：(〒 -)
住 所：
補助事業者名：
代表者の役職・氏名：

印

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金に係る
事業実施状況報告書
(令和 年 月末現在)

令和 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって交付決定通知を受けた補助事業の令和 年 月末における実績について、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定の内容

交付決定額 千円 (補助対象経費 千円)

2. 進捗状況

(1) 当初計画との比較

- ①事業内容： ・予定より進んでいる ・予定通り ・予定より遅れている
②支出経費： ・予定より増加 ・予定通り ・予定より減少

(2) 予定と相違ある場合の主な理由及び今後の見通し

(注) 『当初計画』と『現在の進捗状況と今後の予定』が対比できるスケジュール表を添付してください。

(様式第8)

令和 年 月 日

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

採択番号：
郵便番号：(〒 -)
住 所：
補助事業者名：
代表者の役職・氏名：

印

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金
実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第18条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

(様式第8・別紙1)

事業実施概要報告書

1. 補助事業の実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 事業の具体的な取組内容

3. 事業実施による実績及び成果（当初目標の達成度）

令和 年度	実施した事業名	実施 回数	マッチング数		成立数		実施時期
			実績	当初目標	実績	当初目標	

4. 今後の事業活動について（補助対象事業を踏まえた今後の事業活動方針等）

- (注) ●上記記載内容を説明する資料（報告書・写真等）を添付すること。
●報告書（様式第8・別紙1）は4頁以上10頁以内に収め、詳細に記述すること。

(様式第8・別紙2)

補助対象経費支出実績等

(1) 収入

(単位：円)

項目	金額	内訳集計欄
自己資金		
補助金の額		
その他 (受益者負担・補助金 収入等)		
合計		

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位：円)

経費 区分	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金の額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付 決定額	実績額
人件費								
事業費								
委託費								
合計								

(ロ) 経費の内訳（各経費の配分ごとの実績内訳を記載）

別添補助対象経費総括表に記載のとおり

(注1) 補助金の実績額は、補助対象経費の経費区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と交付決定額（流用がある場合は流用後の額）のいずれか低い額とする。

(注2) 収入の合計と支出（補助事業に要した経費）の合計は一致させること。セミナーにおける受講料等利用者から受益者負担を徴収している場合は、(1) 収入のその他欄に当該収入額を記載すること。

(様式第8・別紙3)

取得財産等管理台帳 (兼取得財産等明細書)

採択番号：

郵便番号：(〒 —)

住 所：

補助事業者名：

代表者の役職・氏名：

印

区分 (注1)	財 産 名	規格 (型式)	数量 (注2)	単価(円)	金額(円) (注3)	取得年月日 (注4)	保管場所	備 考

(注1) 財産名の区分は、(イ) 事務用備品 (ロ) 事業用備品 (ハ) 無体財産権 (産業財産権等) (ニ) その他

(注2) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注3) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円(消費税抜き)以上の財産とする。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注5) 用紙のサイズは、A4とする。

(様式第9)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

補助事業者名

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金
補 助 金 確 定 通 知 書

令和 年 月 日付け (事務局の文書番号) をもって交付決定した補助事業について、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第19条の規定により、補助金の額を下記の通り確定したので通知します。

記

金 _____ 円也

(様式第10)

令和 年 月 日

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

採択番号：
郵便番号：(〒 -)
住 所：
補助事業者名：
代表者の役職・氏名： 印

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金
補 助 金 交 付 請 求 書

令和 年 月 日付け (事務局の文書番号) をもって交付決定通知を受けた補助金について、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第19条第1項の規定により、下記のとおり交付の請求を行います。

記

1. 交付請求額 金 _____ 円也

2. 振込先

金融機関名	支店名	種目	口座番号 (右づめで記入)
		1. 普通 2. 当座	
(フリガナ) 口座名義	-----		

※振込口座は法人の口座をご記入ください。

(様式第11)

令和 年 月 日

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

採択番号：
郵便番号：(〒 -)
住 所：
補助事業者名：
代表者の役職・氏名： 印

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって交付決定通知を受けた補助金について、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第21条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 金 円
(大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第19条の規定による補助金の確定額)
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
4. 補助金返還相当額 (3. - 2.) 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第12)

大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金事務局
事務局長 殿

令和 年 月 日

採択番号：

郵便番号：(〒 -)

住所：

補助事業者名：

代表者の役職・氏名：

印

令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金 取得財産等処分承認申請書

令和 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって交付決定通知を受けた補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、令和元年度補正予算大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金交付規程第24条第3項の規定により、承認を申請します。

記

1. 取得財産の品目、取得年月日、取得価格、時価
2. 処分の方法、処分予定対価額
3. 処分の理由

(注) 様式第12は1頁以内に収めること。記載しきれない場合は本紙に概略のみ記載し詳細は別用紙に記載し提出すること。